

# 労働かながわ

2017 3・4月号  
No.706

## ● ● ● 神奈川県いきいき労働共同宣言 ● ● ●

長時間労働など過重な労働による健康障害や過労死が、大きな社会問題となっています。

健康障害や過労死は、働く人本人やご家族にとって不幸であるばかりでなく、企業や社会にとっても大きな損失になります。

一方、今後、人生100歳時代を見据え、超高齢社会を乗り越えていくためには、働く人一人ひとりが、生涯にわたり、健康で社会参加できるようにすることが大切です。

そこで、私たちは、すべての働く人が、自分のライフスタイルに合わせて、いのちを輝かせることができる社会をめざし、ここに「神奈川県いきいき労働共同宣言」を行い、次の取組を推進します。

### 1 長時間労働の是正

長時間労働を容認する社会的風潮を改めるとともに、労働条件や職場環境の改善を図り、働き方を見直すことにより、いきいきと働くことができる社会の実現を目指します。

### 2 ワーク・ライフ・バランスの実現

テレワークや短時間勤務など、多様で柔軟な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、育児や介護を行っている人、難病や障害のある人、そして高齢者も若者も、女性も男性も、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指します。

### 3 健康マネジメントの推進

企業が働く人の健康マネジメントを推進するとともに、高齢者の就業機会を確保することにより、働きたい人が健康で生涯にわたり働くことができる社会の実現を目指します。

平成29年1月25日

一般社団法人神奈川県経営者協会会長  
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭  
神奈川県商工会連合会会長  
神奈川県中小企業団体中央会会長  
一般社団法人神奈川県経済同友会代表幹事  
日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長  
神奈川県労働局長  
神奈川県知事

小俣 一夫  
上野 孝  
関戸 昌邦  
森 洋  
石渡 恒夫  
柏木 教一  
藤永 芳樹  
黒岩 祐治

### 主な内容

- 神奈川県いきいき労働共同宣言 ..... P.1
- 「神奈川県でしこブランド2017」認定商品等を決定！ ..... P.2
- 平成29年度前期技能検定のご案内 ..... P.3
- 労働プラザ利用のご案内 ..... P.3
- 労働かながわ広告募集のお知らせ ..... P.3

# 「神奈川なでしこブランド2017」認定商品等を決定!

県では、女性の潜在力を多くの企業に理解していただき、女性の活躍を促進するため、女性が開発に貢献した優れた商品を認定する「神奈川なでしこブランド」、商品に関する優れたアイデアを認定する「なでしこの芽」「なでしこの種」の事業を実施しています。

この度、「神奈川なでしこブランド2017」を20件、「なでしこの芽」を2件、認定しました。

認定された商品は、全て開発(考案)段階で女性が大きく貢献した商品であり、女性が活躍することの効果具体的な形で示しています。

2月4日(土)に、マークイズみなとみらいで認定式を開催し、認定証を贈呈するとともに、神奈川県出身の元プロテニスプレイヤー・杉山愛さんによるトークショー等を行いました。

また、同日、神奈川なでしこブランド事業の紹介と併せて、「神奈川なでしこブランド2017」認定商品と、これまで認定された商品の一部を展示・販売しました。



## 《神奈川なでしこブランド2017》

### 1 食料品・飲料 (6件)

	商品名	事業所名
1	エクオール含有大豆胚芽乳酸菌発酵物加工食品「エクエル」	大塚製菓株式会社横浜支店
2	キャベツがもっと食べたくなるドレッシングシリーズ	加工倶楽部かながわ
3	ギュギュッと搾ったサンクリア	メルシャン株式会社藤沢工場
4	太陽と潮風の香る横浜あおみかンドレッシング	アマダリーナ
5	葉山しらすとオリーブオイルの食べる湘南ラー油	合同会社 Hatocoya
6	夢末市オリジナルジェラート「ゆめみちゃんアイス」	厚木市農業協同組合

### 2 生活・文化用品 (10件)

	商品名	事業所名
1	Seegrass アカモクハンド&ボディジェル	KopiLuwak
2	ウロバッグキャリーカバー	クリエートメディック株式会社
3	おしゃれで機能的な抱っこひも sun&beach ベビーキャリア Plus	株式会社 sun&beach
4	カシコチェア	株式会社イトーキ神奈川支社
5	「横浜金魚」コースター	株式会社大川印刷
6	産科・婦人科受診用スカート	アトリエ・ミッチー
7	葉山女子旅きっぷ	京浜急行電鉄株式会社
8	ママらく!時短!2WAYおむつポーチ	kururi
9	ランドセルリメイク	SNAKER—革製品専門店—
10	Rukuo わたしの積立・Rukuo こども積立	中央労働金庫

### 3 住宅 (1件)

	商品名	事業所名
1	完全注文住宅『新築なでしこHOME』	株式会社ウーマンズ・ワーク

### 4 サービス (3件)

	商品名	事業所名
1	SANSUKE~三助~	株式会社湊斗
2	女性建築家との家づくり・お店づくり	一般社団法人 WHAIS
3	天使のポートレイト【花×写真】	しゅいれいフォト横浜の女性写真家による出張撮影

### 〈なでしこの芽〉(2件)

アイデア名	アイデアの概要
1 新しい着物、帯、インナーセット	新規開発したインナーセットを活用した長襦袢不要な着物。着物を身体に固定する紐、ベルトの本数が従来の1/6程度になり、初心者でも短時間で美しく着られ、帯を巻くだけで、着用中の圧迫感がない利点がある。
2 食彩ガーデンキッチンファーム	三崎の冷凍まぐろを加工する際に出る「まぐろの残渣」をペレット化した肥料と、手軽に育てられる野菜の種をセットにした三浦の土地ならではの栽培キット。

※ 認定商品等の概要については県労政福祉課ホームページで公開しています。

神奈川なでしこブランド

#### ● 問合せ先

神奈川県産業労働局労働部  
労政福祉課両立支援グループ  
TEL: 045-210-5744

女性の活躍を応援します!



## いこいの村あしがらから特得プランのご案内

### 1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金: 1泊3食 9,720円~(税込)  
特典: 翌日の昼食付き  
翌日10:00~15:00 個室のご用意

### 2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金: 1泊2食 7,560円~(税込)  
特典: 会議一日一回につきコーヒーサービス  
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

〈各プランご利用にあたって〉

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。・お部屋は全室和室になっております。・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。・1部屋4~5名様料金です。

ご予約  
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.ikoi.or.jp>

# 平成29年度 前期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

## 1 申請受付

4月3日(月)から4月14日(金)まで(日曜日を除く。)

神奈川県職業能力開発協会(横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階)で受付

## 2 技能検定職種

1級・2級=園芸装飾、造園など41職種、3級=金属熱処理など16職種、  
単一等級=産業洗浄1職種

## 3 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、各県立総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、3月上旬から配布

## 4 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会 電話045(633)5419

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 電話045(210)5720

## 神奈川県立かながわ労働プラザをご利用ください!

～ 横浜での会議・研修・講演会・各種大会などをサポート ～

かながわ労働プラザ(Lプラザ)は、勤労者の方をはじめ、県民の方々に余暇活動や文化活動、会議研修、交流の場などのご提供のほか、各種講座等を開催している施設です。  
お気軽にご利用・ご参加ください。

### ■施設のご案内

多目的ホール・特別会議室・大小会議室・和室・音楽スタジオ・トレーニングルーム・ギャラリー  
・労働情報コーナー・駐車場

### ■利用申込

インターネット・窓口において、利用日の属する6ヶ月前の月の1日から利用日の2日前まで  
(ホールは14日前まで)先着順

### ■交通アクセス

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」から徒歩3分 横浜市営地下鉄「関内駅」から徒歩12分

### ●問合せ先

神奈川県立かながわ労働プラザ 電話:045-633-5413(代)

## 募集

## 「労働かながわ」広告掲載募集のお知らせ

平成29年度「労働かながわ」への広告掲載の募集を行います。  
広告の掲載を希望される方は、次によりお申し込みください。

### (1) 「労働かながわ」の概要

時宜に応じた労働に係わる経済、社会の問題や労働情勢などの最新の情報を県内の労働組合や事業所の皆様に提供することで、円滑な労使関係、豊かな勤労者生活の実現に寄与することを目的に発行しています。

○ 発行回数等 年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

○ 発行部数 毎回4,400部(県内労働組合、県内事業所、県内団体等に配布)

### (2) 広告募集内容等について

募集時期等	平成29年3月6日(月)から3月15日(水)
応募方法	募集内容、応募方法等詳しくは、上記の期間中に、県のホームページに掲載しますので、ご覧ください。 <b>県のホームページ</b> <a href="http://www.pref.kanagawa.jp//cnt/f450227/">http://www.pref.kanagawa.jp//cnt/f450227/</a> (掲載期間3月6日～15日)

●問合せ先 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課労政グループ TEL:045-210-5739

# かながわ労働情勢 11 12月

## I 主要労働団体の機関開催

### ■連合神奈川

【第337回 五役会、第310回 執行委員会】

11月22日、第337回五役会、第310回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 役員の変更について
- 2 役員の任務分担及び専門委員会等の委員選任、2017年度の職務分掌について
- 3 政治活動の取組について
- 4 2017年の政策活動について
- 5 2017年春季生活闘争総決起集会の開催について
- 6 第88回かながわ中央メーデーについて
- 7 その他

【第338回 五役会、第311回 執行委員会】

12月20日、第338回五役会、第311回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 役員の変更、委員の推薦等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 連合神奈川における2017年春季生活闘争方針-1について
- 4 2017春闘・中小学習会開催について
- 5 NGO・労働組合国際協働フォーラムへの参加について
- 6 運動に必要な資源の重点化に向けた取組(その2)
- 7 その他

### ■神奈川労連

【第2回幹事会】

- 1 12月3日、第2回幹事会を開催し、次のことを協議した。
  - ① 2017国民春闘方針第3次案、春闘討論集会の開催
- 2 組織拡大・強化について
  - ① 3千人を突破した秋の拡大月間のとおりくみ
  - ② 介護関連労働者の組織化に向けた具体化
  - ③ 中立労組の加入に向けた取組
- 3 当面の取組
  - ① 最低賃金裁判と25条共闘のとおりくみ
  - ② 戦争法廃止の総がかり行動、沖繩統一署名
  - ③ 原発ゼロをめざす署名と新聞意見広告
  - ④ 「鎌倉市政を市民と働く仲間に取り戻す会」総会

## II 主要労組の定期大会

### ■三浦半島地区労働組合センター

三浦半島地区労働組合センター(佐藤議長、約9,500人)は、11月4日、ヴェルクよこすかにおいて、代議員、来賓等約40人を集め、第5回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 中小労組、未組織労働者、争議組合対策について
- 2 平和で住み良い街づくり、民主的な地方政治の推進について
- 3 その他の運動課題・共闘について

#### 【役員氏名】

議長 佐藤 治(再・神奈川県高等学校教職員組合)  
副議長 丸茂 忍(新・三浦半島地区教職員組合)  
橋 亮(再・芝浦メカトロニクス労働組合)  
ほか1名  
事務局 小原慎一(再・三浦半島地区教職員組合)

### ■神奈川労連・全神奈川地域労組協議会

全神奈川地域労組協議会(後藤議長)は、11月19日、湘南建設組合会議において、代議員、来賓等約20人を集め、第5回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 組織拡大・強化:組織化や緊急な相談、団体交渉などの共同行動等の実施
- 2 組織対策:上部地域組織との関係や個人請負・休眠状態の組織へ求めに応じた個別対策

#### 【役員氏名】

議長 後藤 薫(全川崎地域労組)  
副議長 横関克弘(横浜北部地域ユニオン)  
石綿敏秋(NANBUザ・フォー・ユニオン)  
敷 治(横浜地域労組)  
書記長 山下孝弘(神奈川労連)

### ■県央コミュニティ・ユニオン

県央コミュニティ・ユニオンは、(松森議長、約50人)は、11月19日、相模原市民会館において、役員、組合員、来賓20人を集め、第18回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 地域に根差したユニオン運動の推進と労働者の権利の確立をすめよう
- 2 ユニオン活動の活性化を推進し、組織体制の確立と拡大を目指す
- 3 共闘体制の推進と中央、地域課題への取組
- 4 ユニオン財政の確立と安定化を目指す

#### 【役員氏名】

執行委員長 松森達美(再)  
副執行委員長 酒井知機(再)

石原 均(再)

書記長 田中俊策(再)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会県中央地域連合  
県中央地域連合(綿引芳弘議長、約16,000人)は、11月25日、オオクラフロンティアホテル海老名において、代議員、来賓等約75人を集め、第26回定期総会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 労働運動の活性化・労働諸条件改善の取組
- 2 組織拡大・強化の取組
- 3 「政策・制度要求と提言」を中心とした、地域行政に関する取組
- 4 労働者福祉向上の取組
- 5 その他

#### 【役員氏名】

議長 綿引芳弘(JP労組神奈川中部支部)  
副議長 小林俊明(日産自動車労組座間支部)  
望月幸之助(大和市職員組合)  
田中秀幸(ビクタークリエイティブメディア労組)  
斉藤憲司(アツギ労組)  
乙川寛喜(全駐労さがみ野支部)  
中尾隆徳(岡野電線労組)  
事務局 鍛冶邦彦(湘北教職員組合)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会三浦半島地域連合  
三浦半島地域連合(乙川寛喜議長、約21,000人)は、11月25日、横須賀三浦教育会館ホールにおいて、代議員、来賓等約100人を集め、第26回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 労働者の生活安定に向けた取組
- 2 三浦半島4市1町に向けた「政策・制度要求と提言」の取組
- 3 組織体制の強化、構成員との連携事業の強化の取組
- 4 勤労者福祉活動・地域貢献活動の取組
- 5 その他

#### 【役員氏名】

議長 河南高之(新・住重労働横須賀地本)  
議長代行 安藤広一(再・横須賀水道労組)  
副議長 滋野英明(新・日産労組追浜支部)  
岡崎俊博(再・三菱電機労組鎌倉支部)  
許斐正典(新・横須賀市職労)  
丸茂 忍(新・三浦半島教組)  
相馬雅和(新・全駐労横須賀支部)  
坂井健司(再・JVCクワンウッド労組横須賀支部)  
事務局 篠原恭久(再・JAM神奈川)

### ■全日本造船機械労働組合関東地方協議会

全日本造船機械労働組合関東地方協議会(青木直史議長、1,400人)は、11月26日、かながわ労働プラザにおいて、代議員、役員、来賓等約50人を集め、第39回定期総会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 2017春闘に勝利しよう!
- 2 解雇撤回をはじめすべての争議・反合理化闘争に勝利しよう!
- 3 組織の強化拡大を!未組織の仲間を組合に
- 4 労災職業病・環境破壊をなくそう
- 5 その他

#### 【役員氏名】

議長 青木直史(追浜・浦賀分会)  
副議長 加賀谷 均(三菱横船分会)  
佐藤忠広(いすゞ自動車分会)  
佐藤祐子(しょうなん競輪労組)  
榎田督也(JAM労組)  
金 宗(神奈川シティユニオン)  
事務局 早川 寛(日本鋼管分会)

### ■平塚地域労働組合総連合

平塚地域労働組合総連合(村越俊之議長、約2,800人)は、11月29日、平塚市勤労会館において、代議員、来賓等約40人を集め、第26回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 憲法闘争
- 2 制度政策要求の実現をめざして
- 3 社会保障改善阻止、増税反対闘争
- 4 解雇撤回・不当労働行為を許さない闘いとアスベスト裁判
- 5 その他

#### 【役員氏名】

議長 村越俊之(再・全国一般神奈川支部日本ヘルス工業分会)  
副議長 齋藤 弘(再・全建総連湘東建設組平塚支部)  
小林久夫(新・全建総連湘東建設組)  
事務局 松本隆英(再・化学一般三和ケミカル労組)

### ■日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合

川崎地域連合(綱島和彦議長、約2,500人)は、11月30日、川崎市立労働会館において、代議員、傍聴者等約

130人を集め、第26回年次総会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 地区連合の更なる充実・強化
- 2 「1000万連合」[40万連合神奈川]の実現に向けた取組
- 3 総合的生活改善・労働諸条件の取組
- 4 政治活動の取組
- 5 その他

#### 【役員氏名】

議長 綱島和彦(再・JFEスチール京浜労組)  
議長代行 門倉慎児(再・川崎市教職員組合)  
副議長 藤吉誠一郎(再・ミットヨ労組川崎支部)  
根本裕之(再・三菱ふそう労組本社支部)  
野坂哲也(再・川崎市教職員労組)  
野中 仁(再・NTT労組川崎分会)  
鈴木千秋(再・日本冶金工業労組川崎支部)  
佐藤庄信(再・JFEスチール京浜労組)  
小山國正(再・臨港バス交通労組)  
竹内 順哉(再・富士通労組R&D支部)  
藤吉誠一郎(再・ミットヨ労組川崎支部)  
事務局 館 克則(再・東芝労組小向支部)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会厚木愛甲地域連合  
厚木愛甲地域連合(北原武議長、約21,500人)は、12月1日、厚木商工会議所において、代議員、来賓等約90人を集め、第26回定期総会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 40万連合神奈川へ向けた組織拡大・組織強化の着実な前進と社会的影響力のある労働運動の強化
- 2 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた政策制度要求と提言活動強化
- 3 雇用の安定の取組と労働条件の確立・向上
- 4 男女平等参画社会の実現
- 5 その他

#### 【役員氏名】

議長 北原 武(再・アンリツ労組)  
議長代行 小池勝彦(再・ニッキ労組)  
副議長 杉山浩一(再・厚木市職員組合)  
佐藤 浩(再・ミツムニオン厚木支部)  
青木勝彦(再・日本発条労組厚木支部)  
清水大輝(再・日産労組NNTC支部)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会小田原・足柄地域連合  
小田原・足柄地域連合西湘地域連合(下川光男議長、約12,600人)は、12月2日、小田原市民交流センターUMECOにおいて、代議員、来賓等約90人を集め、第26回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 政策・制度要求と提言活動への取組
- 2 雇用創出と労働条件の確立・向上への取組
- 3 組織基盤の強化と連合未加盟組織への取組
- 4 連合の政治方針を踏まえた政治活動への取組
- 5 福祉共済活動への取組

#### 【役員氏名】

議長 下川光男(再・全印刷局労組小田原支部)  
議長代行 丸山秀和(再・カネボウ労組小田原支部)  
安池厚二(再・箱根登山鉄道労組)  
副議長 佐野素直(再・東京電力労組小田原支部)  
今井直樹(再・南足柄市職員組合)  
片岡誠一郎(再・コボクテックス労組小田原支部)  
磯 一輝(再・明治ゴム化成分組)  
渡辺 隆(再・NECディスプレイソリューションズ労組)  
関口 清(再・西湘地区教組)  
事務局 山口 誠(再・連合神奈川)

### ■日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合

西湘地域連合(齋藤政和議長、約19,600人)は、12月5日、平塚市教育会館において、代議員、来賓等約100人を集め、第26回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 私たちを取り巻く情勢について
- 2 活動に取り組む基本姿勢
- 3 専門部活動

#### 【役員氏名】

議長 齋藤政和(再・スタンレー電気労組秦野支部)  
議長代行 島崎直人(再・中地区教職員組合)  
副議長 西澤 昇(再・日産車体労組)  
山崎広行(再・古河電気工業労組平塚支部)  
小室明彦(再・東京電力労組平塚支部)  
根本健治(再・平塚市役所職員労組)  
川口 亮(再・横浜ゴム労組平塚支部)  
事務局 國光 賢(再・日鍛ハルプ労組)

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が2件(18件、1件)、終結は2件(16件、0件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが4件(29件、2件)、終結は5件(39件、1件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は、前者が平成28年、後者が平成29年の累計件数です。

なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

## 調整事件一覧(12・1月 申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結 平成28年(調)第9号事件	あっせん	公益社団法人(医療、福祉)	労働組合	平成28年8月23日	・配置転換 ・配置転換に伴う就業先での勤務条件等問題	平成28年12月6日	解決
	あっせん	公益社団法人(医療、福祉)	労働組合	平成28年9月15日	・未払賃金について	平成28年12月6日	解決
申請 平成28年(調)第18号事件	あっせん	株式会社(サービス業)	労働組合	平成28年12月28日	・組合員の退職問題等について		
	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業・娯楽業)	平成29年1月19日	・職種変更辞令の撤回及び賃金減額分の補償、回復		

## 不当労働行為事件一覧(12・1月 申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由	
終結(和解等)	平成27年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(サービス業)	平成27年6月4日	・誠実団体交渉実施 ・一時金の団体交渉実施前に社内ホームページで一時金を不支給とする旨公表するなどの禁止 ・不誠実な団体交渉による支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	平成28年12月1日	関与和解
	平成28年(不)第19号事件	労働組合	株式会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成28年8月2日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	平成28年12月6日	関与和解
	平成26年(不)第1号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成26年1月20日	・組合を脱退していない11名の組合員について、新会社に採用されるよう、同社に推薦すること ・ポスト・ノーティス	平成28年12月14日	全部救済
	平成26年(不)第8号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成26年2月27日	・組合員11名を採用すること ・バックペイ ・ポスト・ノーティス	平成28年12月14日	全部救済
申立て	平成26年(不)第16号事件	労働組合	株式会社(教育、学習支援業)	平成26年6月4日	・組合員Aに対する不利益取扱いの禁止及び報復的不利益取扱いの禁止 ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	平成29年1月12日	棄却
	平成28年(不)第28号事件	労働組合	株式会社(建設業) 有限会社(建設業)	平成28年12月16日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーティス		
	平成28年(不)第29号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年12月28日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス		
	平成29年(不)第1号事件	労働組合	有限会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成29年1月11日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス		
平成29年(不)第2号事件	労働組合	一般財団法人(分類不能の産業)	平成29年1月20日	・雇止め予告の撤回、平成29年度以降の労働者としての取扱い ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーティス			

### 図書紹介



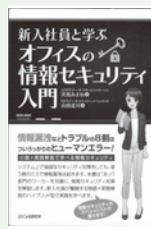
#### 帝国ホテルに働くということ

帝国ホテル労働組合七〇年史

奥井禮喜

出版社 ミネルヴァ書房

副書名にもある通り、本書は帝国ホテル労働組合の結成70周年記念誌である。組合員100人・100時間インタビューと銘打ち、様々な部署で働くホテルパーソンひとりひとりの生声が圧巻の第一章。第二章の労働組合が結成されてから今日に至るまでの70年の歴史を語る部分は、戦後日本の歴史としても興味深い。フランク・ロイド・ライト設計の旧本館実測断面図がカバーに使用されており、装丁の美しさも目を引く。



#### 新入社員と学ぶオフィスの情報セキュリティ入門

沢渡あまね・山田達司

出版社 C&R研究所

出版社 C&R研究所

セキュリティ入門書で使われている用語なんてチンプンカンプンなのに、入社早々、配属部門の情報セキュリティ委員を拜命してしまった! 素人の新入社員の立場で、知識ゼロから情報セキュリティを学べるストーリー仕立ての入門書。重要ポイントは解説にまとめられており、平易な表現でわかりやすい。セキュリティは面倒で窮屈なものではなく、社員・顧客・取引先などに安全と快適さを提供するものというコンセプトで、ワークスタイルの変革にも言及している。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 過重労働従事者の健康状態の不申告と使用者の安全配慮義務

東芝(うつ病・解雇)事件(最高裁第2小法廷平成26年3月24日判決 労働判例1094号22頁)

### 1. 事案の概要

Y社に入社して約10年の従業員Xは、初めてプロジェクトのリーダーとなり、休日労働や深夜勤務等も重なり、頭痛、不眠等の不調を憶えました。Xは、Y社に業務の軽減などを申し入れましたが受け容れられず、かえって上司に厳しい督促や指示を受け業務を追加されました。この間、Xは、神経科で抑鬱の治療を受けていることをY社に申告していませんでした。

Xは、病状が悪化し、休みがちになり、Y社から休職を発令され、その休職期間満了時に解雇されました。Xは、うつ病の発症は過重な業務等が原因であることからY社に安全配慮義務違反があり、解雇は労基法19条1項に違反し無効であるとして、地位の確認と解雇後の賃金、慰謝料等を求めて提訴しました。

一方、Xは、労災申請をしましたが、熊谷労働基準監督署長が不支給決定したことから行政訴訟を提起し、東京地裁(平21.5.18判決)において同決定が取り消され、業務上疾病として扱われることになりました。

1審(東京地判平20.4.22)は、Y社がXの業務を軽減しなかったことは安全配慮義務違反にあたり、本件解雇は労基法19条1項に違反するとしましたが、2審(東京高判平23.2.23)は、Xがうつ病の治療中であることをY社に告げなかったことについて責任の一端はあるとして、過失相殺を認め損害賠償額を減額しました。これを不服としてXが上告しました。

### 2. 判決の要旨

原判決の一部を破棄、東京高裁に差戻し。

- (1) Xは、初めてプロジェクトのリーダーになるという相応の精神的負荷を伴う職責を担う中で、業務の期限や日程を更に短縮され、上司から厳しい督促や指示を受け一方で助言や援助を受けられず、上記工程の担当者を減員された上、過去に経験のない異種製品の開発業務や技術支障問題の対策業務を新たに命ぜられるなどして負担を大幅に加重されたものであって、Xの業務の負担は相当過重なものであったといえる。
- (2) XがY社に申告しなかった自らの精神的健康(いわゆるメンタルヘルス)に関する情報は、神経科の医院への通院、その診断に係る病名、神経症に適応のある薬剤の処方等を内容とするもので、労働者にとって、自己のプライバシーに属する情報であり、人事考課等に影響し得る事柄として通常は職場において知られることなく就労を継続しようとするのが想定され

る性質の情報であったといえる。

使用者は、必ずしも労働者からの申告がなくても、その健康に関わる労働環境等に十分な注意を払うべき安全配慮義務を負っているところ、労働者にとって過重な業務が続く中でその体調の悪化が看取される場合には、上記のような情報については労働者本人からの積極的な申告が期待し難いことを前提とした上で、必要に応じてその業務を軽減するなど労働者の心身の健康への配慮に努める必要があるものといふべきである。

- (3) Xは、時間外超過者健康診断において自覚症状を申告し、同僚から見ても体調が悪い様子で、1週間以上を含む相当の日数の欠勤を繰り返す、その前後には上司に対してそれまでしたことのない業務の軽減の申出を行い、従業員の健康管理等につきY社に勧告し得る産業医や定期健康診断の問診でも欠勤の事実や症状を申告するなどしていた。

Y社としては、そのような状態が過重な業務によって生じていることを認識し得る状況にあり、その状態の悪化を防ぐためにXの業務の軽減をするなどの措置を執ることは可能であったといふべきである。

Y社がXに対し上記の措置を執らずに本件鬱病が発症し増悪したことについて、XがY社に対して上記の情報を申告しなかったことを重視するのは相当でなく、これをXの責めに帰すべきものといふことはできない。

### 3. 解説

最近も大手企業の若手社員の過労自殺等が話題になっていますが、使用者は、労働契約に基づき、労働者が過重労働等によって心身の健康を害さないよう、また悪化させないように配慮する義務(安全配慮義務)があります。

この東芝事件は、労働者が健康情報や治療状況を使用者に申告していなかった場合でも、その心身の不調を認識しうる状況にあったのであれば、勤務軽減等の措置を執るべきであったと判断しています。

本件は、東京高裁に差し戻され、差戻控訴審(東京高判平28.8.31)では、最高裁の判示に沿って、Xの鬱病はY社における過重な業務に起因するもので、健康情報をXがY社に申告しなかったことをXの過失と評価することはできないとし、当該解雇は無効であるとして、Y社にXに約6000万円の支払いを命じています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** A君は、今年の春に専門学校を卒業し、不動産会社に就職しました。面接のとき、「試用期間は3か月だが、すぐに正社員になれるから気楽に過ごせばいい。」と言われました。しかし、実際の仕事は想像と違い、色々なことをやらなければならない、大変でした。ようやく3か月が過ぎようとした日、人事担当の人に呼ばれ「君は向いてないから、辞めてくれ。」と言われました。「解雇ですか。」と訊いたら「そうです。」との返事でした。仕方ないのでしょうか。



**A** ○試用期間とは  
仕事の能力や勤務態度をみて本採用するかどうかを判断するための期間です。試用期間中に無断で欠勤したり、履歴書に書いた内容に大きな間違いがあった場合には、正社員にするための条件に欠けるとして解雇される場合もあります。

○試用期間中、終了時の解雇

試用期間であっても労働者を解雇するためには、理由が必要です。

採用時に雇用者にはわからないこともあるため、試用期間中の解雇の妥当性が通常解雇より幅広く判断される可能性はありますが、解雇には、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が必要とされていますから、試用期間だからといって簡単に解雇ができるわけではありません。

また、期間のある労働契約を最初に結んでそれを試用期間としている企業もありますが、試用期間には違いありませんので雇用期間の満了により雇用関係を終了させるには、解雇と同じような相当の理由が必要とされるのが原則です。

また、試用期間であっても14日を過ぎると、30日以上前に解雇の予告が必要です。

○A君の場合

A君は、担当者に解雇の理由を求めましたが、明確な理由は示されず、不適であるといった返事しかありませんでした。会社側の説明に納得できない場合は、まず労働センター等に相談しましょう。公的な相談機関のアドバイスを受けながら、会社との話し合いをしていくことが大切です。使用者に解雇するに足りる理由が無ければ解雇が無効となる可能性があります。話し合いが進展しない場合は、労働センターの「あっせん指導」や裁判所を利用することも考えられます。1人で悩まず労働センター等に相談しましょう。

なお、労働センターは、安定した労使関係が築けるよう使用者からの相談にも応じています。

参考：労働契約法第16条、労働基準法第20条・第21条、労働審判法

三菱樹脂事件(最高裁 昭48.12.12判決)、神戸弘陵学園事件(最高裁 平成2.6.5判決)

### 街頭労働相談会をご利用ください!

解雇・雇止めや賃金不払い等の労働問題に関する事など、働く方、雇う方からのご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

無料  
秘密厳守

月日・時間	場 所
3月 2日(木) 11:00-17:00	川崎市多摩区役所 1階アトリウム
3月 17日(金) 10:00-16:00	鎌倉市役所 1階ロビー

### [問合せ先]

\*詳細は下記の本所・各支所までお問い合わせください。メールでの相談もお受けしています。

**かながわ労働センター** ( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/> )

本 所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

労働情勢や講座などの情報を「かながわ労働センターニュース」(メルマガ)でお届けします!

お申し込みは⇒ [かながわ労働センターニュース](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html) [メルマガ](#) [検索](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html>



## 支えあうことの安心を、 さらに多くの皆さまへ。

団体生命共済

慶弔共済

新団体年金共済

こくみん共済

全労済の住みいる共済

新火災共済・新自然災害共済

マイカー共済

自賠償共済

新総合医療共済

新せいゆい共済

交通災害共済

保障のことなら

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

神奈川県本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



1416V010

あんしん製造バンク  
**R** ろうきん

イデコ

広告

2017年1月より加入対象者が拡大!

## お得がいっぱいな iDeCo を<ろうきん>がご紹介します!

イデコ  
iDeCo  
とは?

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、公的年金に上乗せする私的年金制度の一種です。2017年1月から公務員や専業主婦(夫)、企業年金に加入している会社員も含め、基本的に60歳未満のすべての現役世代が加入できるようになります。加入者自らが掛金や運用商品を決められる「自分で育てる年金」です。

### iDeCoの3つのメリット

- ①【拠出(積立)時】掛金が全額所得控除になり、所得税・住民税の軽減効果があります!
- ②【運用時】通常、金融商品の運用益に課税される税金(源泉分離課税20.315%)が非課税になります!
- ③【受取時】「公的年金等控除」(年金受取の場合)または「退職所得控除」(一時金の場合)が受けられます。

※個人型確定拠出年金は、原則60歳まで引き出すことはできません。加入期間が10年に満たない場合、加入者期間に応じて給付を請求できる年齢は最大65歳まで繰り下がります。

※個人型確定拠出年金では、加入者の方に必ずご負担いただく手数料(ろうきんに支払う運営管理手数料や、国民年金基金連合会などに支払う手数料)があります。  
※投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合もあります。

詳しくは<ろうきん> iDeCo スペシャルサイトをご覧ください♪  
<https://rokin-ideco.com>

<お問い合わせ・ご相談は>

一般的な商品案内は…お客様相談デスク  
TEL. 0120-86-6956 (平日9:00~18:00)

詳しいご相談は…<中央ろうきん>の各営業店へお問い合わせください。

※各営業店の連絡先については<中央ろうきん>ホームページまたはお客様相談デスクでご確認ください。



(2017年1月4日現在)

### 労働かながわ

平成29年3月1日発行 第706号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様に回覧してお読みください。